

退去に関してのご注意

1) 契約解除申込書の提出

解除（退去）をなさる予定日の1ヶ月前までに別紙「賃貸借契約解除申込書」を賃貸人様または弊社へ持参あるいは、FAX、郵送、メールにてご提出下さい。（尚、郵送のときは、到達期間を要する場合がありますので余裕を持ってご郵送下さい。）

解約の通告をしないで急に退去なさったり、明け渡しの日の変更または取り消し等をしますと、違約金・損害金等をお支払頂く場合がございますので、変更の際は必ずご連絡下さい。

2) 公共料金・郵便物について

電気・ガス・水道等の光熱費および電話の通話料金等は、退去日までにすべて精算をして下さい。また、解約日後の郵送物・宅急便の責任については、一切を負いかねますので、転居・転送手続きをお願い致します。

3) 住宅総合保険・賃貸保証・各種サービスについて（該当者の方のみ）

弊社へ解除申込書をご提出頂くと同時に、合わせてお手続きをお願い致します。

- ・住宅総合保険（宅建ファミリー共済） 0120-0810-62 平日9時～17時
- ・イツコム 0120-109199 9時30分～20時（土日祝は18時半まで）
- ・コンシェルジュ21 0120-01-3321 24時間対応

4) 立会い日について（解約日又は立会い日まで、賃料はかかります）

引越し終了後、室内の確認を致しますので、解約日までに設定しご記入下さい。引越し当日でも構いません。尚、立会いは当社の営業時間内（10：00～18：00 水曜・第3日曜定休）をお願い致します。

5) 室内について

- ・残存物が無いようにして下さい。一度に大量のゴミは回収されませんのでご注意ください。
粗大ゴミは早めに清掃局へ申請をお願いします（残存物がある場合は別途ご請求させていただきます）
- ・ガス警報器を設置した方は、退去立会い日までに東京ガスへご連絡と撤去をして下さい。
- ・インターネット接続機器（ルーター・モデム等）も解約日までに撤去をお願い致します。
- ・室内に破損・汚損等がございましたら事前にお知らせ下さい（洗面台や窓ガラスの破損なども）
- ・入居時より設置してある照明や電球及び各部品は、持ち去らないようお願い致します。

6) 鍵の返却について

鍵（スペアキー・シリンダーを含む）は、立会い時に、賃貸人様または弊社へ必ずご返却下さい。万一鍵を紛失しますと鍵交換代を別途負担していただくこととなりますので、紛失のないようお願い致します。

7) 敷金の精算について

補修工事・クリーニング・家賃の入金確認後となりますので、貴殿が退去されてから3～4週間かかる場合がありますのでご了承下さい。

この度は、弊社にてご契約いただき、誠にありがとうございました。

今後とも何卒よろしくお願い致します。